

別 紙

袋井市手数料条例の一部を改正する条例

袋井市手数料条例（平成17年袋井市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

建築関係手数料

区分	手数料 (1件につき)
建築基準法第6条 第1項の規定に基 づく建築物に関す る確認申請又は同 法第18条第2項の 規定に基づく建築 物に関する計画の 通知	申請等に係る建築 物の全てが建築基 準法第6条の4第 1項各号に掲げる 建築物である場合 11,100円
	その他の場合 14,900円
床面積の合計が30 m ² を超え100m ² 以下 のもの	申請等に係る建築 物の全てが建築基 準法第6条の4第 1項各号に掲げる 建築物である場合 19,100円
	その他の場合 29,200円
床面積の合計が100 m ² を超え200m ² 以下	申請等に係る建築 物の全てが建築基 25,300円

	のもの	準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	
		その他の場合	40,200円
床面積の合計が200m ² を超えるもの		53,200円	
床面積の合計が300m ² を超えるもの		76,300円	
床面積の合計が500m ² を超えるもの		134,200円	
建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知	小荷物専用昇降機	建築設備1件につき 9,700円（確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合は、6,800円）	
	その他 の建築 設備	建築設備1件につき 20,900円（確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合は、10,500円）	
建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知		17,700円（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は、9,700円）	
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物	床面積の合計が30m ² 以下のもの	申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲	13,600円

に関する完了検査申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了の通知		げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合	
		その他の場合	19,300円
床面積の合計が 30m ² を超え100m ² 以下のもの		申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合	18,500円
		その他の場合	28,000円
床面積の合計が 100m ² を超え200m ² 以下のもの		申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合	25,400円
		その他の場合	40,700円
床面積の合計が200m ² を超え300m ² 以下のもの		床面積の合計が200m ² を超え300m ² 以下のもの	55,200円
		床面積の合計が300m ² を超え500m ² 以下のもの	60,900円
		床面積の合計が500m ² を超えるもの	74,900円
建築基準法第87条の4において準用する同法第	小荷物 専用昇降機	建築設備1件につき	18,800円

7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了の通知	その他の建築設備	建築設備1件につき	31,400円
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了の通知			22,900円
建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく中間検査を受けた建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物に関する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知	床面積の合計が30m ² 以下のもの	申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合	12,600円
		その他の場合	18,300円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以下のもの	申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事で	17,500円

		あるものに限 る。) である場合	
		その他の場合	27,000円
	床面積の合計が100 m^2 を超えて200 m^2 以下 のもの	申請等に係る建築 物の全てが建築基 準法第6条の4第 1項各号に掲げる 建築物（当該工事 が同法第7条の5 に規定する工事で あるものに限 る。) である場合	23,400円
		その他の場合	38,700円
	床面積の合計が200 m^2 を超えて300 m^2 以下のも の		53,200円
	床面積の合計が300 m^2 を超えて500 m^2 以下のも の		58,900円
	床面積の合計が500 m^2 を超えるもの		71,900円
建築基準法第7 条の3第1項の 規定に基づく建 築物に関する中 間検査申請又は 同法第18条第28 項の規定に基づ く建築物に関す る特定工程工事 終了通知	床面積の合計が30 m^2 以下のもの	申請等に係る建築 物の全てが建築基 準法第6条の4第 1項各号に掲げる 建築物（当該工事 が同法第7条の5 に規定する工事で あるものに限 る。) である場合	13,600円
		その他の場合	19,900円
	床面積の合計が30 m^2	申請等に係る建築	17,900円

を超え100m ² 以下のもの	物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合	
	その他の場合	28,000円
床面積の合計が100m ² を超えて200m ² 以下のもの	申請等に係る建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。）である場合	24,000円
	その他の場合	39,500円
床面積の合計が200m ² を超えて300m ² 以下のもの		54,700円
床面積の合計が300m ² を超えて500m ² 以下のもの		56,700円
床面積の合計が500m ² を超えるもの		62,100円
建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定申請		123,900円
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申		28,400円

請		
建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請		123,900円
建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請	建築物の数が2である場合	80,200円
	建築物の数が3以上である場合	80,200円に建築物の数から2を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	80,200円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	80,200円に建築物の数から1を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例認定申請	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	80,200円
	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	80,200円に建築物の数から1を減じた数に29,500円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消し申請		6,700円に現存する建築物の数に12,500円を乗じて得た額を加算した額

建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外認定申請	28,400円	
建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請	28,400円	
建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請	28,400円	
建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定申請	28,400円	
建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定申請	28,400円	
建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請	123,900円	
優良宅地造成認定申請	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イの規定に基づく認定申請の場合	86,000円
優良住宅新築認定申請	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項	新築住宅の床面積の合計
		100m ² 以下のとき。 6,200円
		100m ² を超え500m ² 以下のとき。 8,600円
		500m ² を超え2,000m ² 以下のとき。 13,000円
		2,000m ² を超え10,000m ² 35,000円

		第7号口又は 第31条の2第 2項第15号ニ 若しくは第62 条の3第4項 第15号ニの規 定に基づく認 定申請の場合	以下のとき。 10,000m ² を超えるとき。	43,000円
長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律（平 成20年法 律 第 87 号）第5 条第1項 から第7 項までの 規定に基 づく認定 の申請	新築	住宅の品質確 保の促進等に 関する法律 (平成11年法 律第81号) 第 5条第1項に 規定する住宅 性能評価書 (以下この項 において「住 宅性能評価 書」とい う。)を添付 する場合又は 同法第6条の 2第3項に規 定する確認書 (以下この項 において「確 認書」とい う。)を添付	一戸建ての住宅(人の居 住の用以外の用途に供す る部分を有しないものに 限る。以下この項から建 築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律 施行規則第28条の規定に 基づく軽微な変更に該当 していることを証する書 面の交付の申請の項まで 及び備考において同 じ。)	16,100円
		一戸 建て の住 宅以 外の 住宅	1棟当たりの申 請に係る戸数 (以下この項か ら建築物のエネ ルギー消費性能 の向上等に関す る法律施行規則 第28条の規定に 基づく軽微な変	16,100円 (1棟につき1件 とする。)

	する場合	更に該当していることを証する書面の交付の申請の項までにおいて「申請戸数」という。)が1戸のもの	
		1棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,500円 (1棟につき1件とする。)
		1棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	43,000円 (1棟につき1件とする。)
その他の場合		一戸建ての住宅	53,100円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	53,100円 (1棟につき1件とする。)
		1棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	119,200円 (1棟につき1件とする。)
		1棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	189,400円 (1棟につき1件とする。)
新築以外 住宅性能評価 書又は確認書 を添付する場合	一戸建ての住宅		23,200円
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	23,200円 (1棟につき1件とする。)

		宅 以 外 の 住 宅	1 棟当たりの申 請戸数が 2 戸以 上 5 戸以下のも の	38,900円 (1 棟につき 1 件 とする。)
			1 棟当たりの申 請戸数が 6 戸以 上のもの	62,200円 (1 棟につき 1 件 とする。)
その他の場合		一戸建ての住宅	77,800円	
			1 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	1 棟当たりの申 請戸数が 1 戸の もの
			1 棟当たりの申 請戸数が 2 戸以 上 5 戸以下のも の	77,800円 (1 棟につき 1 件 とする。)
				177,600円 (1 棟につき 1 件 とする。)
長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第 8 条の規定 に基づく 変更の申 請	新築	住宅の品質確 保の促進等に 関する法律第 5 条第 1 項に 規定する住宅 性能評価書 (以下この項 において「住 宅性能評価 書」とい う。) を添付	1 棟当たりの申 請戸数が 6 戸以 上のもの	282,600円 (1 棟につき 1 件 とする。)
				12,800円
			1 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	12,800円 (1 棟につき 1 件 とする。)
				21,200円 (1 棟につき 1 件 とする。)
			1 棟当たりの申 請戸数が 6 戸以 上のもの	34,900円 (1 棟につき 1 件 とする。)

	する場合又は 同法第6条の 2第3項に規 定する確認書 (以下この項 において「確 認書」とい う。)を添付 する場合	上のもの	とする。)
	その他の場合	一戸建ての住宅	31,100円
	一戸 建て の住 宅以 外の 住 宅	1棟当たりの申 請戸数が1戸の もの	31,000円 (1棟につき1件 とする。)
		1棟当たりの申 請戸数が2戸以 上5戸以下のも の	67,400円 (1棟につき1件 とする。)
		1棟当たりの申 請戸数が6戸以 上のもの	107,300円 (1棟につき1件 とする。)
新築 以外	住宅性能評価 書又は確認書 を添付する場 合	一戸建ての住宅	17,800円
		一戸 建て の住 宅以 外の 住 宅	17,800円 (1棟につき1件 とする。)
		1棟当たりの申 請戸数が2戸以 上5戸以下のも の	30,400円 (1棟につき1件 とする。)
		1棟当たりの申	49,600円

		請戸数が 6 戸以上 上のもの	(1 棟につき 1 件 とする。)		
その他の場合		一戸建ての住宅	46,000円		
		一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	1 棟当たりの申 請戸数が 1 戸の もの	46,000円 (1 棟につき 1 件 とする。)	
		1 棟当たりの申 請戸数が 2 戸以 上 5 戸以下のも の		100,700円 (1 棟につき 1 件 とする。)	
		1 棟当たりの申 請戸数が 6 戸以 上のもの		160,600円 (1 棟につき 1 件 とする。)	
都市の低炭素化 の促進に関する 法律（平成24年 法律第84号）第 53条第1項の規 定に基づく認定 の申請	市長が定める 機関が交付し た都市の低炭 素化の促進に 関する法律第 54条第1項第 1号に掲げる 基準に適合す ることを証す る書面を添付 する場合	一戸建ての住宅		1 戸 につ き	5,500円
		一戸建て の住宅以 外の住宅	申請に係る戸 数が 1 戸のと き。	1 件 につ き	5,500円
		の住戸部 分（人の 居住の用 に供する 部分（共 用廊下、 共用階段 その他の 市長が共 用部分と	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以 下のとき。	1 件 につ き	10,700円
		申請戸数が 6 戸以上 10 戸以 下のとき。		1 件 につ き	18,100円
		申請戸数が 11 戸以上のと き。		1 件 につ き	30,700円

認めるもの（以下この項から都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請の項までにおいて「共用部分」といいう。）を除く。）をいう。

	以下この 項から都 市の低炭 素化の促 進に関する法律施 行規則 (平成24 年国土交 通省令第 86号) 第 46条の2 の規定に 基づく輕 微な変更 に該当し ているこ とを証す る書面の 交付の申 請の項ま でにおい て 同 じ。)	
	一戸建て の住宅以 外の住宅 の共用部 分	1件につき 10,700円

	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	10,700円
	その他の建築物	1件につき	10,700円
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査を申

			請する場合 19,200円 (それ以外 の場合 38,800円)
一戸建て の住宅以 外の住宅 の住戸部 分	申請戸数が1 戸のとき。	1件 につ き	市長が定め る基準によ る審査を申 請する場合 19,200円 (それ以外 の場合 38,800円)
	申請戸数が2 戸以上5戸以 下のとき。	1件 につ き	市長が定め る基準によ る審査を申 請する場合 37,000円 (それ以外 の場合 78,000円)
	申請戸数が6 戸以上10戸以 下のとき。	1件 につ き	市長が定め る基準によ る審査を申 請する場合 53,200円 (それ以外 の場合 110,200円)

	申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 78,000円 (それ以外の場合 155,300円)
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき		122,400円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 97,600円 (それ以外の場合 254,400円)	
その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 97,600円 (それ以外の場合 254,400円)	

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく認定の申請	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき	3,300円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のとき。	3,300円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のとき。	1件につき	6,600円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のとき。	1件につき	10,600円
		申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	18,100円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき	6,600円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	6,600円
		その他の建築物	1件につき	6,600円

その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査を申請する場合
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部	申請戸数が1戸のとき。	1件につき

	分		10,000円 (それ以外 の 場 合 20,200円)
	申請戸数が2戸以上5戸以下の場合。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 19,400円 (それ以外の 場 合 39,900円)
	申請戸数が6戸以上10戸以下の場合。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 28,700円 (それ以外の 場 合 57,600円)
	申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 41,800円 (それ以外の 場 合 81,300円)
一戸建て	1件につき		62,500円

	の住宅以外の住宅の共用部分			
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 50,300円 (それ以外の場合 128,700円)	
	その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 50,300円 (それ以外の場合 128,700円)	
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 (平成24年国土交通省令第86号) 第46条の2の規定に基づく軽微な変更に該当していること	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証す	一戸建ての住宅	1戸につき	1,500円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のとき。	1件につき
			申請戸数が2戸以上5戸以下の場合。	3,100円

を証する書面の 交付の申請	る書面を添付 する場合	申請戸数が6 戸以上10戸以 下のとき。	1 件 につ き	5,300円
		申請戸数が11 戸 以 上 の と き。	1 件 につ き	8,900円
	一戸建て の住宅以 外の住宅 の共用部 分	1 件につき		3,100円
	一戸建て の住宅以 外の住宅 の住戸部 分及び共 用部分以 外の部分	1 件につき		3,100円
	その他の 建築物	1 件につき		3,100円
	その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸 につ き	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律第54条第 1 項第1号 の経済産業 大臣、国土 交通大臣及 び環境大臣

			が定める基 準のうち市 長が別に定 め る も の (以下この 項において 単に「市長 が定める基 準」とい う。) によ る審査を申 請する場合 5,100円(そ れ以外の場 合 10,000 円)
一戸建て の住宅以 外の住宅 の住戸部 分	申請戸数が1 戸のとき。	1件 につ き	市長が定め る基準によ る審査を申 請する場合 5,100円(そ れ以外の場 合 10,000 円)
	申請戸数が2 戸以上5戸以 下のとき。	1件 につ き	市長が定め る基準によ る審査を申 請する場合 9,600円(そ

			れ以外の場 合 19,700 円)
	申請戸数が6戸以上10戸以下の場合。	1 件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 14,200円 (それ以外の場合 28,400円)
	申請戸数が11戸以上のとき。	1 件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 21,100円 (それ以外の場合 40,700円)
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1 件につき		31,200円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共	1 件につき		市長が定める基準による審査を申請する場合 24,800円

		用部分以外の部分		(それ以外の場合 64,000円)	
		その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 24,800円 (それ以外の場合 64,000円)	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく判定又は同法第12条第2項の規定に基づく判定の申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	一戸建ての住宅	1戸につき	5,500円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用部分を除く。）をいう。以下この項から建築物のエネルギー	申請戸数が1戸のとき。	1件につき	5,500円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のとき。	1件につき	10,700円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のとき。	1件につき	18,100円
			申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	30,700円

第28条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請の項まで及び備考において「基準省令」という。) 第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの(以下この項から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に	消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請の項まで及び備考において「基準省令」という。) 第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの(以下この項から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に		
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号)	1件につき	10,700円

	に基づく軽微な 変更に該当し ていることを 証する書面の 交付の申請の 項まで及び備 考において 「共用部分」 という。) の みのものの場 合	の規定を 適用する 建築物又 は基準省 令第4条 第3項第 2号若し くは第13 条第3項 第2号の 規定を適 用する建 築物であ って判定 に係る部 分が共用 部分のみ のものに 係るもの に限 る。)	
	一戸建て の住宅以 外の住宅 の住戸部 分及び共 用部分以 外の部分	1件につき	10,300円
	その他の	1件につき	10,300円

	建築物	
その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸 につ き 建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に關す る法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定 する建築物 エネルギー 消費性能基 準又は同法 第 30 条第 1 項第 1 号に 規定する建 築物エネル ギー消費性 能誘導基準 のうち市長 が別に定め るもの（以 下この項に おいて単に 「市長が定 める基準」 といふ。） による判定 を申請する 場　　合

			19,200円 (それ以外 の 場 合 38,800円)
一戸建て の住宅以 外の住宅 の住戸部 分	申請戸数が1 戸のとき。	1 件 につ き	市長が定め る基準によ る判定を申 請する場合 19,200円 (それ以外 の 場 合 38,800円)
	申請戸数が2 戸以上5戸以 下のとき。	1 件 につ き	市長が定め る基準によ る判定を申 請する場合 37,000円 (それ以外 の 場 合 78,000円)
	申請戸数が6 戸以上10戸以 下のとき。	1 件 につ き	市長が定め る基準によ る判定を申 請する場合 53,200円 (それ以外 の 場 合 110,200円)
	申請戸数が11	1 件	市長が定め

	戸以上のとき。	につき	る基準による判定を申請する場合 78,000円 (それ以外の場合 155,300円)
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき		122,400円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以	1件につき	市長が定める基準による判定を申請する場合 97,200円 (それ以外	

外の部分
であつ
て、工場
等（工
場、倉庫
その他エ
ネルギー
の使用の
状況がこ
れらに類
するもの
をいう。
以下この
項、次
項、建築
物のエネ
ルギー消
費性能の
向上等に
関する法
律施行規
則（平成
28年国土
交通省令
第5号）
第13条の
規定に基
づく軽微
な変更に
の場合
254,700円）

	該当していることを証する書面の交付の申請の項及び備考において同じ。) の用途に供する部分を除いた部分	
	一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1件につき 21,100円
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき 市長が定める基準による判定を申請する場合 97,200円 (それ以外の場合 254,700円)
	その他の	1件につき 21,100円

		建築物の工場等の用途に供する部分		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項の規定に基づく判定又は同法第12条第3項の規定に基づく判定の申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	一戸建ての住宅	1戸につき	3,300円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のとき。	1件につき
			申請戸数が2戸以上5戸以下	6,600円
			申請戸数が6戸以上10戸以下	10,600円
			申請戸数が11戸以上のとき。	18,100円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3	1件につき	6,600円

	項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものに係るものに限る。)	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき 6,300円

	その他の建築物	1件につき	6,300円
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において單に「市長が定める基準」という。）による判定を申請する

			場 合
			10,000円 (それ以外 の 場 合 20,200円)
一戸建て の住宅以 外の住宅 の住戸部 分	申請戸数が1 戸のとき。	1 件 につ き	市長が定め る基準によ る判定を申 請する場合 10,000円 (それ以外 の 場 合 20,200円)
	申請戸数が2 戸以上5戸以 下のとき。	1 件 につ き	市長が定め る基準によ る判定を申 請する場合 19,400円 (それ以外 の 場 合 39,900円)
	申請戸数が6 戸以上10戸以 下のとき。	1 件 につ き	市長が定め る基準によ る判定を申 請する場合 28,700円 (それ以外 の 場 合 57,600円)

	申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	市長が定める基準による判定を申請する場合 41,800円 (それ以外の場合 81,300円)
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	62,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共	1件につき	市長が定める基準による判定を申請する場合 49,900円

	用部分以外の部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	(それ以外の場合 128,300円)		
	一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1件につき 11,400円		
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき 市長が定める基準による判定を申請する場合 49,900円 (それ以外の場合 128,300円)		
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1件につき 11,400円		
建築物のエネル	市長が定める	一戸建ての住宅	1戸	5,500円

ギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定の申請	機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のとき。	につき	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のとき。	につき	5,500円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のとき。	につき	10,700円
			申請戸数が11戸以上のとき。	につき	18,100円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限	1件につき		30,700円

	る。)		
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1 件につき	10,700円
	その他の建築物	1 件につき	10,700円
その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下の項において単に「市長が定める基準」という。）によ

			る審査を申請する場合 19,200円 (それ以外の場合 38,800円)
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 19,200円 (それ以外の場合 38,800円)
	申請戸数が2戸以上5戸以下の場合。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 37,000円 (それ以外の場合 78,000円)
	申請戸数が6戸以上10戸以下のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 53,200円 (それ以外の場合

			110,200円)
	申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 78,000円 (それ以外の場合 155,300円)
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	122,400円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合

	分及び共用部分以外の部分		97,600円 (それ以外の場合 254,400円)
	その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 97,600円 (それ以外の場合 254,400円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく認定の申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき 3,300円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のとき。 3,300円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のとき。 6,600円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のとき。 10,600円
			申請戸数が11戸以上のとき。 18,100円
		一戸建ての住宅以	1件につき 6,600円

	外の住宅 の共用部 分（基準 省令第4 条第3項 第1号又 は第13条 第3項第 1号の規 定を適用 する建築 物に係る ものに限 る。）		
	一戸建て の住宅以 外の住宅 の住戸部 分及び共 用部分以 外の部分	1件につき	6,600円
	その他の 建築物	1件につき	6,600円
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸 につ き	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関す る法律第30 条第1項第

			1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下の項において単に「市長が定める基準」という。）による審査を申請する場合 10,000円 (それ以外の場合 20,200円)
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 10,000円 (それ以外の場合 20,200円)
	申請戸数が2戸以上5戸以	1件につ	市長が定める基準によ

		下のとき。	き	る審査を申請する場合 19,400円 (それ以外の場合 39,900円)
		申請戸数が6戸以上10戸以下 のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 28,700円 (それ以外の場合 57,600円)
		申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 41,800円 (それ以外の場合 81,300円)
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項	1件につき		62,500円

	第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)			
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき 50,300円 (それ以外の場合 128,700円)	市長が定める基準による審査を申請する場合	
	その他の建築物	1件につき 50,300円 (それ以外の場合 128,700円)	市長が定める基準による審査を申請する場合	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	認定建築物エネルギー消費性能向上計画 に記載された	一戸建ての住宅 一戸建て 申請戸数が1 1件	1戸につき 1,500円 1,500円	

(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請	他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	の住宅以外の住宅の住戸部分	戸のとき。	につき	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のとき。	1件につき	3,100円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のとき。	1件につき	5,300円
			申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	8,900円
場合		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若し	1件につき		3,100円

	くは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものに係るものに限る。)		
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	3,100円
	その他の建築物	1件につき	3,100円
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第

			3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による判定を申請する場合 5,100円（それ以外の場合 10,000円）
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部	申請戸数が1戸のとき。	1件につき	市長が定める基準による判定を申請する場合

	分		5,100円（それ以外の場合 10,000円）
	申請戸数が2戸以上5戸以下の場合。	1件につき	市長が定める基準による判定を申請する場合 9,600円（それ以外の場合 19,700円）
	申請戸数が6戸以上10戸以下の場合。	1件につき	市長が定める基準による判定を申請する場合 14,200円 (それ以外の場合 28,400円)
	申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	市長が定める基準による判定を申請する場合 21,100円 (それ以外の場合 40,700円)
一戸建て	1件につき		31,200円

	の住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき 市長が定める基準による判定を申請する場合 24,800円 (それ以外の場合 64,000円)
	一戸建て	1件につき 5,700円

	の住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分			
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定を申請する場合 24,800円 (それ以外の場合 64,000円)	
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1件につき	5,700円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用	一戸建ての住宅	1戸につき	1,500円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のとき。 申請戸数が2戸以上5戸以下の場合。	1,500円 3,100円
			申請戸数が6戸	1件 5,300円

	する場合を含む。) に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	戸以上10戸以下の場合。	につき	
		申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	8,900円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき		3,100円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき		3,100円
	その他の	1件につき		3,100円

	建築物		
その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸 につ き	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関す る法律第30 条第 1 項第 1 号に規定 する建築物 エネルギー 消費性能誘 導基準のう ち市長が別 に定めるも の（以下こ の項におい て単に「市 長が定める 基準」とい う。）によ る審査を申 請する場合 5,100 円 (それ以外 の 場 合 10,000円)
一戸建て の住宅以 外の住宅	申請戸数が 1 戸のとき。	1 件 につ き	市長が定め る基準によ る審査を申

	の住戸部 分		請する場合 5,100円（そ れ以外の場 合 10,700 円）
	申請戸数が2 戸以上5戸以 下のとき。	1件 につ き	市長が定め る基準によ る審査を申 請する場合 9,600円（そ れ以外の場 合 19,700円）
	申請戸数が6 戸以上10戸以 下のとき。	1件 につ き	市長が定め る基準によ る審査を申 請する場合 14,200円 (それ以 外の場 合 28,400円)

	申請戸数が11戸以上のとき。	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 21,100円 (それ以外の場合 40,700円)
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	31,200円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共	1件につき	市長が定める基準による審査を申請する場合 24,800円

	用部分以外の部分	(それ以外の場合 64,000円)
	その他の建築物	1件につき 市長が定める基準による審査を申請する場合 24,800円 (それ以外の場合 64,000円)

備考

- 1 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項に規定する手数料に、建築基準法第87条の4

において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知の項の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の手数料の欄に掲げる額の手数料を加算する。

- 3 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の計画の通知係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項に規定する手数料に、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の欄に掲げる額の手数料を加算する。

区分		手数料
建築物を建築する場合（次項の場合を除く。）	一戸建ての住宅	14,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請又は通知に係る戸数（以下この表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの
		申請等戸数が11戸以上のもの
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅	7,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの
		申請等戸数が2戸以上
		12,700円

	上5戸以下のもの	
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,700円
	申請等戸数が11戸以上のもの	24,000円

4 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了の通知の項及び建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく中間検査を受けた建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物に関する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知の項の手数料については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区分欄の中の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- (2) 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了の通知の項の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項手数料の欄に掲げる額の手数料を加算する。
- (3) 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の検査の申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号への検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）である場合は、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の欄に掲げる額の手数料を加算する。

区分	手数料
一戸建ての住宅	4,000円
一戸建ての住宅以外	申請又は通知に係る戸数（以下この表において）

の住宅の住戸部分	て「申請等戸数」という。) が1戸のもの	
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,800円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	申請等戸数が11戸以上のもの	15,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	床面積の合計が30m ² 以下のもの	2,100円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以下のもの	2,800円
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以下のもの	4,000円
	床面積の合計が200m ² を超えるもの	6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30m ² 以下のもの	2,100円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以下のもの	2,800円
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以下のもの	4,000円
	床面積の合計が200m ² を超えるもの	6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30m ² 以下のもの	360円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以下のもの	510円
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以下のもの	1,100円
	床面積の合計が200m ² を超えるもの	1,400円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30m ² 以下のもの	2,100円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以下のもの	2,800円
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以下のもの	4,000円
	床面積の合計が200m ² を超えるもの	6,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30m ² 以下のもの	360円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以下のもの	510円
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以下のもの	1,100円

床面積の合計が200m ² を超えるもの	1,400円
---------------------------------	--------

- 5 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知の項の床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積とする。
- 6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定の申請に関する手数料に建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に関する手数料を加算する。
- 7 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条の規定に基づく認定の申請に関する手数料に建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に関する手数料を加算する。
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定の申請に関する手数料に建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に関する手数料を加算する。
- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における同条第1項の規定に基づく認定の申請に関する手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物ごとの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定の申請の項の区分の欄に掲げる区分に応じ、当該手数料（1件につき）の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく認定の申請に関する手数料に建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に関する手数料を加算す

る。

- 11 変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に関し、同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における同法第31条第1項の規定に基づく認定の申請に関する手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物ごとの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく認定の申請の項の区分の欄に掲げる区分に応じ、当該手数料（1件につき）の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における同法第31条第1項の規定に基づく認定の申請に関する手数料の額は、同法第29条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして、申請に係るそれぞれの建築物ごとの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定の申請の項の区分の欄に掲げる区分に応じ、当該手数料（1件につき）の欄に掲げる額を合算した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の袋井市手数料条例の規定に基づき申請を受けたものに係る手数料の額については、なお従前の例による。